

高知県道路交通法施行細則（昭和 35 年高知県公安委員会規則第 5 号）の一部改正について

公開日 2016 年 03 月 31 日

1 規則等の題名

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

2 根拠法令・条項

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）

3 規則等の制定日

平成 28 年 3 月 31 日（木曜日）

4 結果公示の日

平成 28 年 3 月 31 日

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）第 38 条第 4 項第 8 号に該当

6 適用除外の理由

高知県道路交通法施行細則第 11 条の改正規定については、道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）が平成 28 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、当然必要とされる規定の整理であり、5 の適用除外条項に定める意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更であるため。

7 規則等の概要

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則・新旧対照表
別添のとおり

8 担当課・連絡先

担当者：高知県警察本部交通部交通企画課

住所：高知市丸ノ内二丁目 4 番 30 号

電話番号：088 - 826 - 0110

公安委員会規則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

高知県公安委員会規則第 号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則（昭和35年高知県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第14号中「取り付け、又は」を削り、「大型自動車」を「大型自動車、中型自動車」に改める。

別表第2 国道33号の項中「吾川郡いの町字天神山6993番3地先」を「吾川郡いの町枝川字向山5838番1」に改め、同表県道高知空港（県道13号）の項中「香南市吉川町吉原字西大境2985番から南国市物部字高川原622番1まで」を「南国市久枝字堤ノ外1470番35から南国市田村字島田甲435番1まで」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）～（13） 略

（14） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を付着させて、大型自動車、中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

別表第2（第9条の2関係）

路線名	区間
略	
国道33号	高知市本町五丁目144番から吾川郡いの町字羽根の西側3065番3まで
	<u>吾川郡いの町枝川字向山5838番1</u> から同町大内字ハキ原39番1地先まで
略	
県道高知空港（県道13号）	<u>南国市久枝字堤ノ外1470番35</u> から <u>南国市田村字島田甲435番1</u> まで
略	

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（運転者の遵守事項）

第11条 法第71条第6号に規定する車両等の運転者が遵守しなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

（1）～（13） 略

（14） 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。

別表第2（第9条の2関係）

路線名	区間
略	
国道33号	高知市本町五丁目144番から吾川郡いの町字羽根の西側3065番3まで
	<u>吾川郡いの町字天神山6993番3地先</u> から同町大内字ハキ原39番1地先まで
略	
県道高知空港（県道13号）	<u>香南市吉川町吉原西大境2985番</u> から <u>南国市物部字高川原622番1</u> まで
略	